

ひろしま地球環境フォーラム「家庭における省エネ行動の促進専用サイト」協賛規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県が運営する「家庭における省エネ行動促進専用サイト」(以下「専用サイト」という。)の趣旨に賛同する法人その他の団体(以下「企業等」という。)が、ひろしま地球環境フォーラム(以下「フォーラム」という。)を通じて専用サイトにおけるポイント制度(以下「ひろしまエコポイント」)に協賛する際に必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この規程において、協賛とは、企業等が行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 資金協賛 「ひろしまエコポイント」の還元の実施に係る資金(以下「協賛金」という。)の提供
- (2) 物品協賛 「ひろしまエコポイント」の還元の実施に係る物品(以下「協賛物品」という。)の提供
- (3) ポイント協賛 「ひろしまエコポイント」の還元の実施に係る企業等が有するポイント制度のポイント(以下「協賛ポイント」という。)の提供

2 協賛物品は、物品協賛を申し出ただけの企業等とフォーラムが協議して決定する。なお、協賛物品には、協賛物品を提供した企業等の名称等を表示できる。

(受付期間)

第3条 協賛の受付期間は、4月1日から翌年2月28日までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛の意向を有する企業等は、あらかじめ協賛申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)をフォーラム会長に提出する。

2 フォーラム会長は、申込書の提出があった場合、第9条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、協賛申込受理書(様式第2号-1, 様式第2号-2, 様式第2号-3)により、受理した旨を通知する。

(協賛金の振込等)

第5条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、速やかに、原則としてフォーラムが指定する振込先へ協賛しようとする金額を一括して納付することとする。

ただし、第3条に定める期間内であれば、協賛金を分割して納付することもできる。

2 フォーラムが申込者から協賛金を受領したときは、資金協賛領収書(様式第3号)を発行するものとする。

(協賛物品の受納等)

第6条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第4条第2項による通知を受けた場合、フォーラムが指定する方法により、協賛物品を納入することとする。

2 フォーラムが、申込者から物品を受領したときは、物品協賛受領書(様式第4号)を発行するものとする。

(協賛ポイントの受納等)

第7条 第2条第1項第3号に規定するポイント協賛を行おうとする企業等は、第4条第2項による通知を受けた場合、専用サイト登録者にポイントを提供するものとする。

2 フォーラムは、ポイント協賛を受領したときは、協賛申込書の写しを広島県に送付する。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとする。

(1)「専用サイト」における登録者のポイントの還元に必要な経費

(2) その他「専用サイト」における登録者へのポイントの還元に伴う経費で必要と認められるもの

2 フォーラムは、資金協賛者に対して資金協賛報告書(様式第5号)を送付するものとする。

(協賛申込の不受理等)

第9条 フォーラム会長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨、通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、または「専用サイト」を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

(3) 法令または公序良俗に反する者

(4) 「専用サイト」について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者

(5) その他フォーラム会長が不相当と判断する者

2 フォーラム会長は、第4条第2項により協賛の申込みを受理した者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛受理を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則、協賛金、協賛物品および協賛ポイントを返戻するものとする。

(広島県への提供)

第10条 フォーラムは、4月1日までに、前年度に受け付けた協賛金について、その用途を広島県と協議して決定するとともに、ひろしまエコポイントの還元に係る物品を購入し、協賛物品と併せて県に提供する。

(協賛の特典等)

第11条 資金協賛、物品協賛及びポイント協賛を行った企業等については、広島県が定める協賛特典が付与されるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月8日から施行する。
- 2 平成29年度の協賛の受付期間は、第3条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から平成30年2月28日までとする。

様式第1号

協賛申込書

平成 年 月 日

ひろしま地球環境フォーラム会長 様

住所又は所在地

名 称

代表者（役職・氏名）

印

「家庭における省エネ行動促進専用サイト」に、次のとおり協賛を申し込みます。

1 協賛の形態

資金協賛 ・ 物品協賛 ・ ポイント協賛 （該当する形態を囲んでください。）

2 協賛内容

(1) 資金協賛

| | |
|--------|--------|
| 金 額 | 金 円 |
| 納入予定時期 | 平成 年 月 |

(2) 物品協賛

| | |
|--------|--------|
| 品 名 | |
| 数 量 | |
| 納品予定時期 | 平成 年 月 |

(3) ポイント協賛

| | | |
|-------------|--------|-------|
| ポイント名・ポイント数 | ポイント・ | ポイント分 |
| 交換可能時期 | 平成 年 月 | |

3 連絡先

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 所属・役職 | | 担当者名 | |
| 電 話 | | F A X | |
| 電子メール | | | |

様式第2号-1

協賛申込受理書（資金協賛）

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で協賛申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、次のとおり受理させていただきます。

なお、お手数ですが、平成 年 月 日までに、次の口座にお振込みいただきますようお願い申し上げます。

協賛金額：金 円

【振込先】

広島銀行 県庁支店 普通預金 No.

口座名義：広島地球環境フォーラム 会長

なお、振込手数料につきましては、恐れ入りますが、協賛者の方にご負担をお願いいたします。

【担当者】

氏 名

電話番号

Eメール

様式第2号-2

協賛申込受理書（物品協賛）

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で協賛申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、次のとおり受理させていただきます。

なお、お手数ですが、平成 年 月 日までに、ご提供いただきますようお願い申し上げます。

協賛内容：

【担当者】

氏 名

電話番号

Eメール

様式第2号-3

協賛申込受理書（ポイント協賛）

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で協賛申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、次のとおり受理させていただきます。

なお、協賛ポイントを受け取る方の情報については、別途、広島県環境県民局環境政策課から通知がありますので、お手数ですが、ポイントの付与に必要な手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

協賛内容：

【担当者】

氏 名

電話番号

Eメール

様式第 3 号

資金協賛領収書

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で資金協賛のお申し込みをいただきました件につきましては、次のとおり領収いたしましたので、ご報告いたします。

| | |
|-----|---|
| 金 額 | 円 |
|-----|---|

様式第 4 号

物品協賛受領書

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で物品協賛のお申し込みをいただきました件につきましては、次のとおり受領いたしましたので、ご報告いたします。

| 物品等の名称 | 単価 | 数量 | 金額 | 備考 |
|--------|----|----|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | | | | |

様式第5号

資金協賛報告書

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で資金協賛のお申込みをいただきました件につきましては、次のとおりご報告いたします。

| | |
|--------------|--|
| 資金活用の内容 | |
| 資金協賛者名の掲出の内容 | |
| 備 考 | |